

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

○県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

ページ
—
—

教育委員会

県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第八号

県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。)第六條第二項に規定する授業料及び受講料の徴収の特例に関し必要な事項を定めるものとする。
(知事が別に定める期間)

第二条 条例第六條第二項第四号に規定する知事が別に定める期間は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる期間とする。

区 分	期 間
県立高等学校の全日制の課程の生徒	三十六月(学年制における第二学年又は単位制における第二学年)に入学を許可された者にあつては二十四月、学年制における第三学年又は単位制における第三学年に入学を許可された者にあつては十二月)

県立高等学校の通信制の課程の生徒	県立高等学校の定時制の課程の生徒
四十八月を超えない範囲内で当該県立高等学校の校長が定める月	四十八月(学年制における第二学年又は単位制における第二学年)に入学を許可された者にあつては三十六月、学年制における第三学年又は単位制における第三学年に入学を許可された者にあつては二十四月、学年制における第四学年又は単位制における第四学年に入学を許可された者にあつては十二月)

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に入学を許可されたものについては、前項に定める期間を超えない範囲内で当該県立高等学校校長が定める月とする。

(授業料及び受講料の不徴収の承認)

第三条 条例第六條第二項第四号に規定するやむを得ない事情により、在学期間が前条の期間を超えるため、授業料及び受講料の不徴収の承認を受けようとする生徒は、授業料等不徴収承認申請書(別記様式)により、その旨を校長に申請しなければならない。

2 校長は、前項の申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(不徴収承認の取消し)

第四条 校長は、前条の規定により授業料及び受講料の不徴収を承認されている生徒が、授業料等不徴収承認申請書に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によつて承認を受けた場合は、その承認を取り消すことができる。

2 前項の取消しを受けた者からは、その取消しに係る授業料又は受講料を徴収するものとする。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第十一号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項委任事項の欄に次の一号を加える。

三 県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則（平成二十二年宮城県教育委員会規則第八号）の施行に関する次の事務

1 第二条第一項の規定による県立高等学校の通信制の課程の生徒に係る期間及び同条第二項の規定による期間の決定

2 第三条の規定による授業料及び受講料の不徴収の承認

3 第四条の規定による不徴収承認の取消し

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。